

行政書士

しずおか

～組織再編の提案～

組織再編検討作業部会からのお知らせ



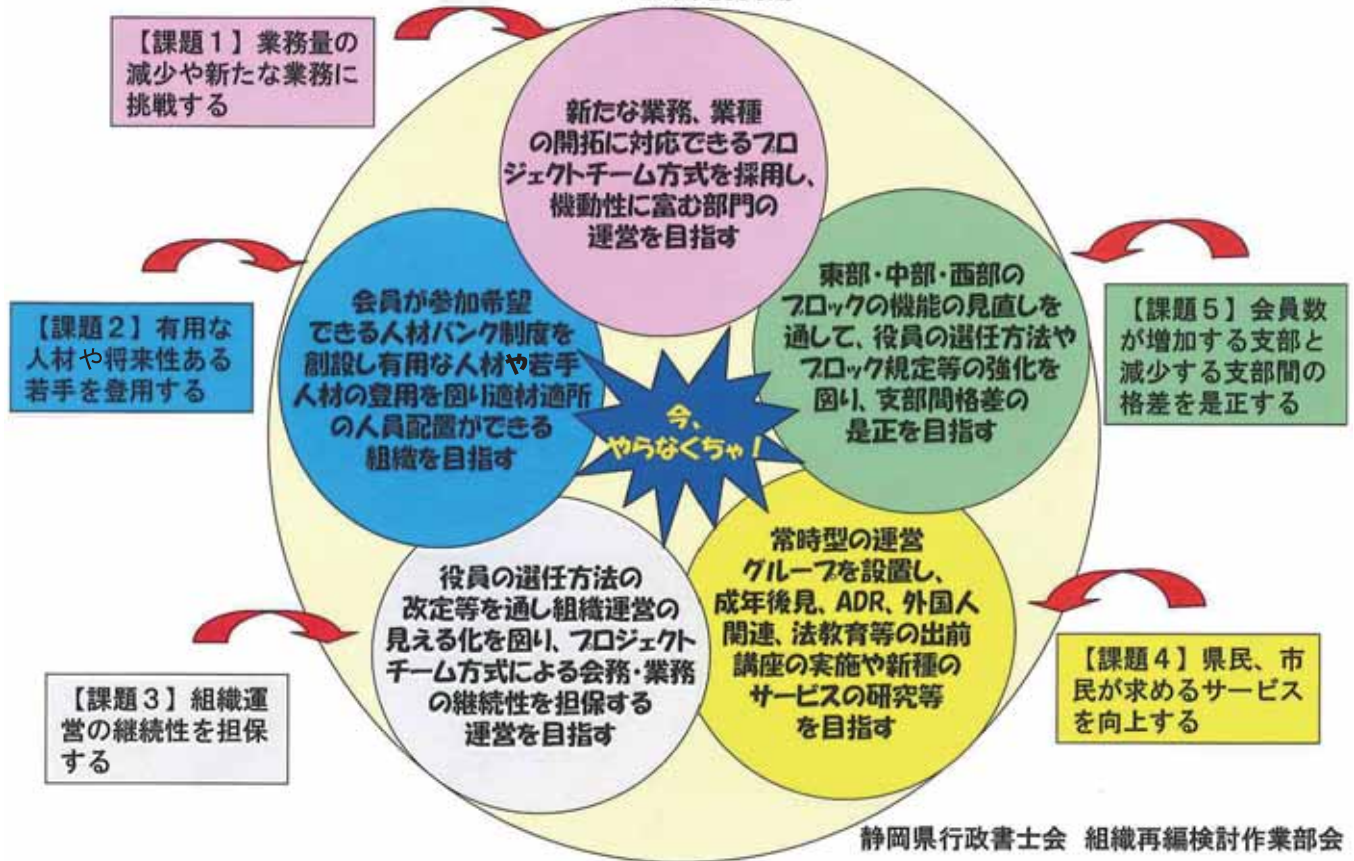
静岡県行政書士会

組織再編の提案についての説明資料

シンフォニーShizuoka
“わくわくする” 静岡会を目指して！

業務拡充・組織運営の継続性と活性化のために

*シンフォニー＝交響曲 各自が自分のパートを実践することにより全体最適を目指したいことから命名しました。



目次

組織再編について	1
2月22日行政書士記念日電話相談の報告	7
新入会員研修会	8
掲示板	
静岡市・浜松市に対する請願が採択されました	9
平成24年度静岡県行政書士会定時総会のお知らせ	10
平成24年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会のお知らせ	10
第17回 写真コンクール募集要項	10
投稿 川柳 田方支部 山本順平	10
会員の動静	12

会議議事録 要約	
平成23年度 第8回・第9回・第10回・第11回 常任理事会	17
平成23年度 第7回・第8回・第9回・第10回 常任幹事会	31
平成23年度 第3回・第4回 理事会	34
平成23年度 第3回・第4回 幹事会	39
平成23年度 第2回・第3回 支部長協議会	41
平成23年度 第2回・第3回 分会長会議	49
会務録	50
講習会・研修会	53
編集室・編集後記	56

～組織再編の提案～

組織再編検討作業部会からのお知らせ

静岡県行政書士会会長 岸本敏和

なぜ今、組織再編が必要なのか？

ご承知のように、我が国は人口減少に伴い少子化並びに超高齢化が進行しています。静岡県行政書士会も微減ながら会員数が減少し始めています。また会員の平均年齢をみると59歳という年齢がはじき出されました。加えて失われた20年というにはあまりにも長い間の経済不況が続き、さらには政治的混乱も收拾がつかず、いつまでも光を見出せない政治・経済状況下にあります。

このことは、行政書士の本来業務の縮小や他士業間の業際の争いにも発展しております。また、社会・経済の変化から新種の事業の出現や海外に目を向ける企業も増加してきております。中小企業支援も国策に取り入れられ、高齢化に伴う成年後見制度や相続問題あるいは予算削減から生ずる官公庁のアウトソーシング業務の受入体制等々。行政書士を取巻く環境は大きく変化しています。

昨年60周年を迎えた行政書士制度と行政書士会ですが、果たして現在の組織をもってしてこれらの変化に耐えうるのでしょうか。

これらの変化に対応し、更には変化を先取りしつつ、真に社会に有用な行政書士会を造る必要があります。それには、どのような組織にも言えることですが“人材”です。戦国の武将武田信玄は「人は石垣、人は城」と明言しましたが正に有用な人材をどのように登用するかが、生き残れる組織造りには必須のものと考えています。現在も有用な人材が理事として、委員として本会活動に従事されていますが、現行制度ですと適材適所の配置が思うようにできません。1,500名という大所帯の会員の中には、業務に精通した会員、新種の事業に取り組んでいる会員、すぐれたスキルを保有している会員等がたくさん見受けられます。そのような会員の積極的登用なくしては、行政書士会の停滞は避けられません。

昨年図らずも日行連の常任理事に就任し、行政書士

制度と行政書士会のありようを静岡会の視点だけではなく、全国的な視野からも経験することができました。その中で、行政書士制度の脆弱性と行政書士会組織の硬直性を痛感しました。行政書士会が抱える課題は、いくつかありますが、その中で主だったものを挙げてみますと、1. 業務量の減少や新種の業務に対応できない。2. 若手や有用な人材等の登用ができない。3. 役員任期により組織運営の継続性が担保できない。4. 国民のニーズに対応できない。5. 支部間の格差の拡大に対応できない等々があります。

これらの諸課題を解決していかない限り、行政書士制度そのものの是非を問われかねません。今ある既存の業務組織の見直しや新設部門の立上等、先送りにはできない状況です。

時代の潮流は刻々と変化し、政治・経済・社会・行政等の枠組みも大きく変わろうとしているなかで、私たちの行政書士会だけが立ちずくんでいるわけにはまいりません。10年先、20年先を見据えた改革をしなければなりません。そしてそれは、複雑化する社会情勢の中で“如何に国民の利便に資する”かという行政書士法そのものの立法精神を堅守し維持していくための組織再編として進めていかなければならないと考えています。

既存の組織を再編するには、相当のエネルギーが必要になります。会員の皆様からのご意見やご指摘等を踏まえ、またそれを糧として進みたいと考えております。

最近の難易度の高い行政書士試験をパスし、行政書士としての未来に賭けた会員の方々、人生の後半に行政書士としての意義を見出した会員の方々、生涯行政書士として研鑽に努められてこられた会員の方々等々が、今後もコスモスの徽章を誇り高く胸に付けていくために。

平成24年 4月17日

～組織再編の提案～

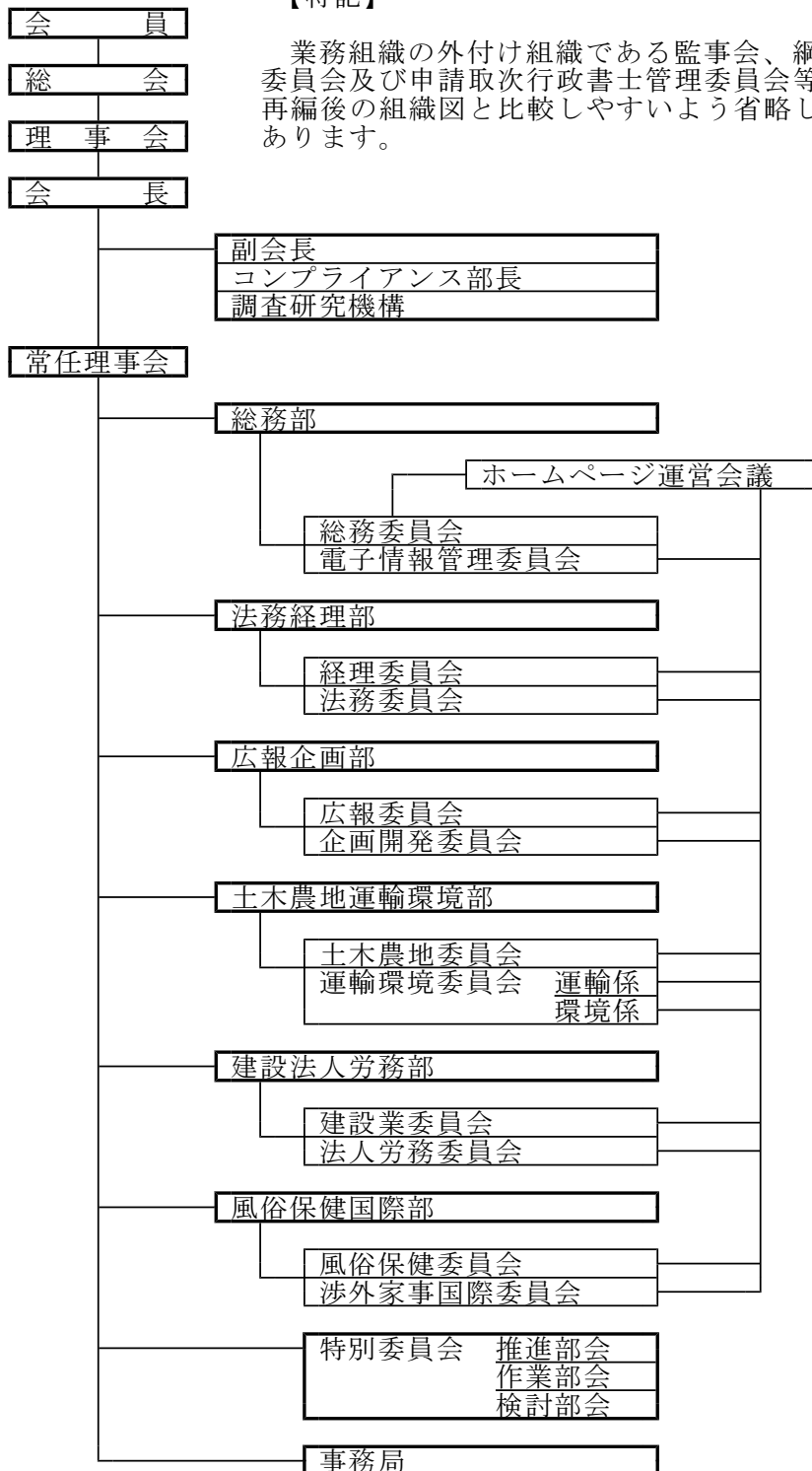
業務組織図による比較

静岡県行政書士会現行業務組織略図

現 行

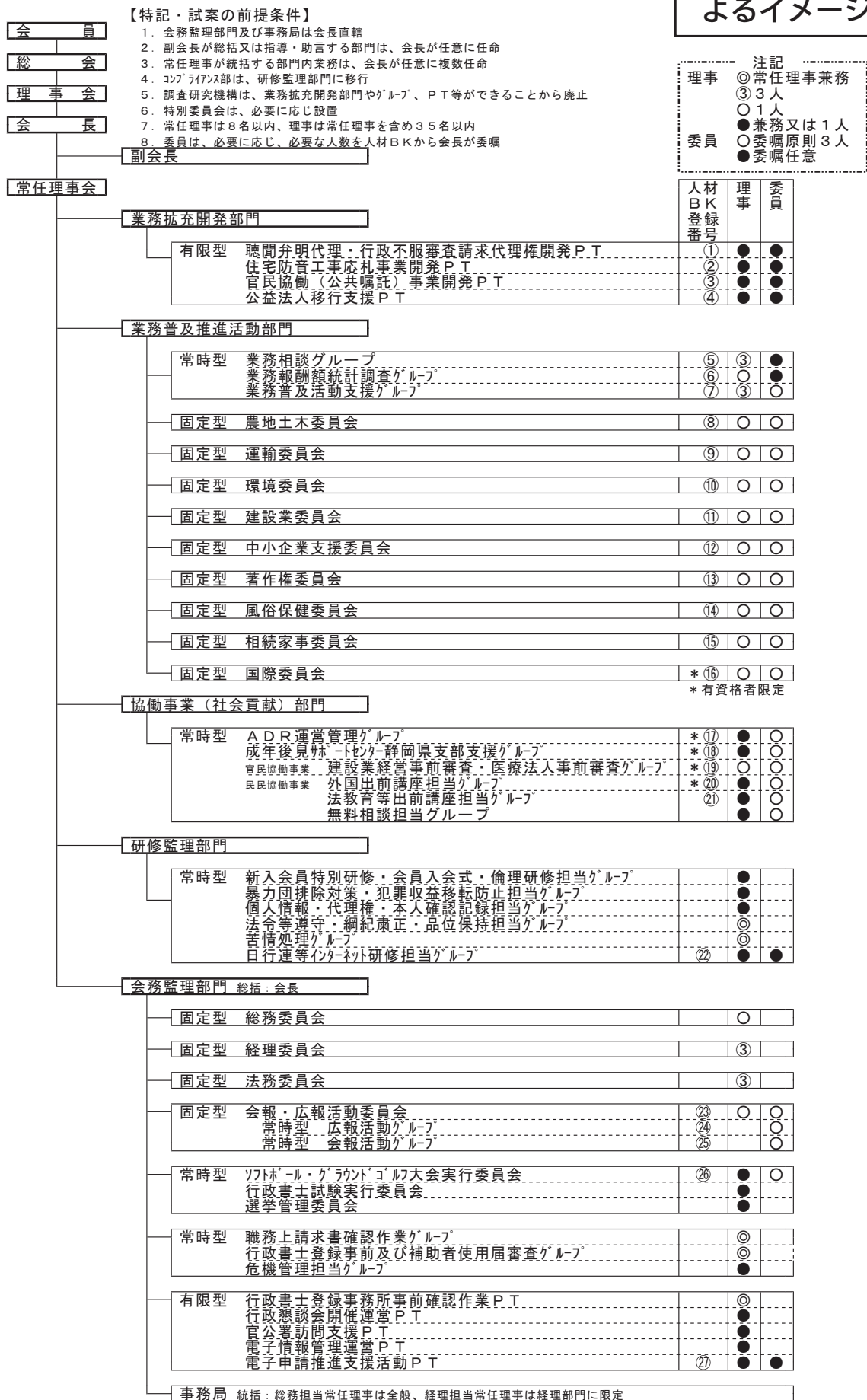
【特記】

業務組織の外付け組織である監事会、綱紀委員会及び申請取次行政書士管理委員会等は、再編後の組織図と比較しやすいよう省略してあります。



静岡県行政書士会業務組織図（イメージ）

組織再編によるイメージ



組織再編の提案について

組織再編検討作業部会

組織再編検討作業部会は、組織再編のため取り組むべき課題を会長方針に従い協議を重ね、組織再編の提案についての具体案をまとめましたので、会員の皆さまにご案内申し上げます。先の支部長協議会及び理事会で報告した内容をわかり易くまとめました。今後は本会ホームページ等で組織再編の詳細をお知らせしていく予定です。

会長方針（取り組むべき課題）

- ①業務部及び委員会のあり方の改善
- ②支部及びブロックのあり方の改善
- ③役員選出方法の改善

組織再編案の立案（イメージ図にまとめました）

1. 課題の整理

行政書士会を取り巻く環境を考慮し、現状組織の持つ問題点を抽出・検討し5つの課題に整理しました。（裏表紙カラー印刷の説明資料 大きな円の外側「課題1～5」です）

<組織再編に関して寄せられた主なご意見>

- ・従来業務の受託量の減少や、新規業務の開拓などにより積極的に取り組むべきだ。
- ・適材適所に役員を配置し、効率的な活動ができる組織にすべきだ。
- ・運営組織や人材活用に継続性を持たせ、強固な組織にすべきだ。
- ・行政書士の知識と経験を活かした社会貢献を組織として行なうべきだ。
- ・支部の支援を拡大すべきだ。等々

組織再編案の提案にあたり、その目的とねらいをわかり易くするため、プラン全体を表すタイトルとキャッチフレーズで表現しました。

◇タイトル 「シンフォニーShizuoka “わくわくする” 静岡会を目指して」

◇キャッチフレーズ 「業務拡充・組織運営の継続性と活性化のために」＝目的

<提案の重要ポイント>

今回の提案は、次の改革を行うことにより、課題の1～5の解決を図ろうとするものです。

- ・人材バンク制度を創設し、人材の登用を図り適材適所の人員配置を行います。

（割当枠によって選出される方式でなく、より有用な人材登用により組織を活性化する。業務の内容によっては継続して登用することが可能となり業務の継続性を担保できる）

- ・プロジェクト方式の採用により、機動性に富む組織運営を行います。

（テーマ毎の集散となり、人材の有効活用になる。新しいテーマにすぐに対応できる。長期にわたるテーマでも、継続して取組むことが可能となる。）

- ・役員選任方式や規程の改定を行い、適材適所の役員配置を実現するとともに、ブロック機能の強化を図り支部間格差の是正を図ります。

（理事のブロック選出枠設定により有用な役員選出が可能となる。またブロック会議の充実を図ることにより、少人数の支部の負担軽減となる。）

- ※委員会、グループ(G)、プロジェクトチーム(P T)の役割と相互の関係は以下の通りです。

・委員会

：会員の業務支援のために関係各部門との折衝や情報伝達のための講習会の企画立案を行い、関連するグループやP Tと連携や指導をします。（任期は2年）

・グループ（G）

：テーマは絞られた一定の範囲内のものですが、テーマの発生が不定期又は突発的なもので、組織としては常時設置となります。（任期は最長で2年ですが、活動時期は限定的です）

・プロジェクトチーム(P T)

：明確な終着点を定めた一つのテーマのもとに人材を集結して業務を展開し、終着点への到達によりチームの業務が終了となります。（任期はテーマの終了までとなります）

- ※静岡県行政書士会業務組織図（イメージ）記載の有限型、常時型、固定型の意味は以下の通りです。

- ・有限型 テーマに限定して活動します。目的をテーマを完了することにより業務拡充開発部門に移行するか、または解散することになります。

- ・常時型 1つのテーマを任期（1期2年）を通じて推進します。

- ・固定型 従来の委員会活動を行います。

解説版

シンフォニーshizuoka わくわくする 静岡会を目指して
業務拡充・組織運営の継続性と活性化のために！ 今、やらなくっちゃ！

課題毎にその趣旨をご説明します。組織全体のご理解にお役立て下さい。

【課題1】業務量の減少や新たな業務に挑戦する

＜新たな業務、業種の開拓に対応できるプロジェクトチーム方式を採用し、機動性に富む部門の運営を目指す＞

現在、新しい取り組みには調査研究機構や特別委員会を設置し、1期2年の任期の中で対応しています。

新たな業務や業種の開拓に効率よく対応するためには、テーマごとに適した人材によるプロジェクトチームが1期2年の枠にとらわれずに目的達成のための活動を行なうことが必要であると考えます。目的ごとにプロジェクトチームを立ち上げ、テーマを完了することにより業務拡充開発部門に移行するか、または解散することになります。

静岡県行政書士会業務組織図（イメージ）による業務拡充開発部門に属します。

＜例えば＞

住宅防音工事応札事業開発PT

自衛隊等の航空機による障害が著しいとして指定した防衛施設周辺の区域の騒音障害を防止又は軽減するために行う防音工事に対する助成事業について、一般競争入札に静岡県行政書士会が参加し、個々の会員が分担して実際の業務に取り組むための組織
官民協働（公共嘱託）事業開発PT

経営事項審査における事前審査等の受託事業等々に次いで、他の業務分野についてもアウトソーシングによる業務受託を目指す組織 等々

【課題2】有用な人材と将来性ある若手を登用する

＜会員が参加希望できる人材バンク制度を創設し、有用な人材や若手人材の登用を図り、適材適所の人員配置ができる組織を目指す＞

人材バンクとは

本会業務に適した知識・経験・技能・情報等を持ち、それらを会のために役立てる意思を有する会員に人材バンクに登録していただきます。そして登録された会員の中から、専門性、知見、習熟度に応じて希望の業務に就いていただくことにより、適材適所の配置をすることを可能にしていきたいとするものです。

また会員の皆さんにとっても、希望する課題に取り

組むことでモチベーションを高め、同じ業務に取り組む他の会員と切磋琢磨することによりスキルアップしていくことができます。ご自身のためにも役立ててもらいたいという趣旨で考えられました。

人材バンクは委員を登用するためのシステムです。どなたでもご登録できますが、実際の人員配置の状況によりご希望に添えない場合があります。

※静岡県行政書士会業務組織図（イメージ）の人材BK登録番号が記載されている箇所が、人材バンクからの登用を対象としています。

【課題3】組織運営の継続性を担保する

＜役員の選任方法の改定等を通じ組織運営の見える化を図り、プロジェクトチーム方式による会務・業務の継続性を担保する運営を目指す＞

現在も有用な方が理事として本会活動に従事されていますが、現行制度ですと適材適所の配置が充分行なわれているとは言い難い状況です。

支部によっては、本会理事に就任する順番がルール化（例えば支部役員と支部長を経験した上で本会理事となる）され、業務に精通し、すぐれたスキルを保有している会員がいても、支部の理事推薦ルールに従うと本会理事に就任するまで十数年を要しなくてはならないというケースもあります。

また本会理事に就任しても、支部のルールに従って1期2年で交代してしまう場合には担当していただいている本会業務の継続性が維持できなくなります。

組織として停滞することなく躍進するためには、有用な役員を適材適所に配置し、一定期間本会業務に従事していただき継続性を確保していかなければなりません。

そのために今回役員の選任方法の改定を提案しています。理事選出方法に従来の支部推薦と会長推薦に加えてブロック推薦を設けます。

ブロック推薦は、各支部による理事推薦方法と切り離し、ブロック内で有用な人材をブロック協議会が自主性を持って独自の推薦を行ないます。

従って、「支部推薦した者をブロックがただ承認するだけ」または「支部からの推薦がなければブロックが推薦できない」などということがないように運用に

注意し、結果的に従来の支部推薦と中味が一緒であったということにならないようにしていかなければなりません。そのためには今後ブロックの強化とブロックのあり方の研究を皆さまと一緒に考えていく必要があります。

このように役員の選任方法を改定し、さらに本会業務運営に関する情報の開示を積極的に行なうなどの見える化に努め、プロジェクトチーム方式の採用により機動性のある運営を工夫するなど、継続性のある強い組織を作っていきたいと課題にしました。

【課題4】県民、市民が求めるサービスを向上する

＜常時型のグループを設置し、成年後見、ADR、外国人関連、法教育等の出前講座の実施や新種のサービスの研究等を目指す＞

行政書士会が社会に有用な存在であることを示すには、私たちの知識と経験を活かして社会に貢献していくことが必要となります。

そこで社会貢献活動をより活発に行なうことができるような組織をつくり、県民、市民の皆さまに対するサービスの向上を目指します。

【課題5】会員数が増加する支部と減少する支部間の格差を是正する

＜東部・中部・西部のブロックの機能の見直しを通じて、役員の選任方法やブロック規程等の強化を図り支部間格差の是正を目指す＞

県下19支部のうち会員数の多い支部と少ない支部、予算が潤沢である支部とそうでない支部、独自で講習会を開ける支部と開けない支部等々、支部間の格差に大きな開きがあります。

そこで支部間の格差を是正するため、東部・中部・西部のブロックの機能を見直していこうとするものです。

大きな支部では本会理事を出すことも、講習会を開催することも当たり前のようになっていますが、小さい支部では講習会の開催はもとより、本会理事1名を出すのにも苦労されているところがあります。ブロックを強化し、ブロックに支部の一部の機能を移していくことにより支部の負担を軽減していくことができます。

課題3で説明しました本会役員選任方法の改定等をはじめ、ブロックの見直し案は現在のところ次のとおり考えられますが、今後も引き続き全体で考えていか

なければならぬ課題となります。

1. 本会役員選任方法の見直し案

ブロックあたり	(全体人数)
ブロック選出副会長	1名(ブロック推薦3名、 会長推薦3名 計6名)
ブロック選出理事	4名(支部推薦12名、ブロッ ク推薦12名、会長推薦11名 以内 計35名以内)
ブロック選出監事	1名(ブロック推薦のみ 計3名)
ブロック選出綱紀委員	2名(ブロック推薦のみ 計6名)

2. 研修会・講習会のブロック開催についての案

ア 講師の都合により一度限りの講習会は、ブロック持ち回りで1回開催する。

イ 概ねブロック毎の参加者が50～100名程度見込まれる講習会等は、ブロック毎に開催し、会員が負担する交通費や時間等の負担を軽減する。

ウ 概ね参加者の総数が県下で50名程度と見込まれる講習会は、ブロック持ち回りで1回開催する。

エ ブロックで開催する講習会は、業務普及活動支援グループ(注1)がブロックの協力を得て開催する。

オ 日行連主催のインターネット研修は、日行連等インターネット研修担当グループ(注1)がブロック持ち回りで開催する。

3. 支部業務の負担軽減案

(1) 行政書士登録業務は本会が行い、登録後に支部に通知する。このとき、事務所調査は本会が支部の立ち会いを得て行う。

(2) 補助者届の業務は本会が行い、登録後に支部に通知する。このとき、問題あると本会が判断するときは、支部長に意見を求めて登録する。

(3) 外国人出前講座や法教育等の講座は、外国人出前講座・法教育等出前講座担当グループ(注1)が人材バンクに登録している会員の協力を得て行う。

※東部・中部・西部のブロックは会員数もほぼ1/3づつとなり均衡が取れています。

注1 静岡県行政書士会業務組織図(イメージ)をご参照ください。

「行政書士記念日電話無料相談会」実施報告

平成24年2月22日(水)行政書士記念日に、静岡県行政書士会館3階会議室において、電話無料相談会を行いました。

前日21日、SBSラジオ「中村こずえのほのぼのワイド」に岸本敏和会長が出演し、行政書士記念日及び電話無料相談をPR、当日22日、静岡新聞朝刊に相談会実施の記事が掲載されました。また、同日、静岡県行政書士会としては、静岡新聞朝刊に広告を掲載いたしました。

当日は、開始時刻10時より前に電話が鳴り、1日で

33件の相談が寄せられました。

相談内容は、相続に関することが15件と圧倒的に多く、遺言・離婚・国際結婚・会社設立・土地関係・車関係と多岐にわたり、その他行政書士の業務ではありませんでしたが、「どこに相談したらよいか分からず、とにかく誰かに相談したかった」と、電話を下さった方もいました。相談会を知ったきっかけは、「静岡新聞を見て」が22件、「SBSラジオを聴いて」が10件。一昨年実施した時よりも、相談件数が増え、新聞広告の効果を実感いたしました。

▼平成24年2月22日 静岡新聞掲載

本日 2/22 行政書士 記念日です。

行政手続きに関する相談業務

- 建設業関連の申請・登録
建設業許可申請、入札参加資格申請 ほか
- 車関係の申請・登録申請
車庫証明・自動車登録申請 ほか
- 土地・建物関連の申請
開発行為・農地転用申請 ほか
- 相続や遺言の書類作成
遺言書・遺産分割協議書 ほか
- 会社・法人設立
株式会社・有限責任法の設立 ほか
- 営業許可申請
旅館・飲食業の営業許可申請 ほか
- 外国人関連の手続き
外国人入国・在留・帰化申請 ほか
- 権利義務に関する書類作成
売買契約・賃貸契約など各種契約書の作成 ほか
- 中小企業等に関する支援事業
事業承継・創業支援・知的財産経営関係業務 ほか

本日 電話無料相談会 (054)254-3003(代)

お問い合わせは本会またはお近くの行政書士に

静岡県行政書士会

事務局 静岡市葵区駿府町2-113 (静岡県行政書士会館) TEL (054)254-3003(代)



静岡県行政書士会
会長 岸本 敏和

静岡県行政書士会は、昭和26年2月22日行政書士法制定と同時に設立され、昨年60周年を迎えることができました。私たちは、行政書士法が公布されたこの日を、行政書士としての自覚を新たに「一層努力すべきことを己に促し、併せて県民の皆様に行政書士制度をよりご理解いただけるよう」「行政書士記念日」と定めました。

本日は、県民の皆様感謝し、少しでも社会に貢献できるよう電話無料相談会を行うことになりました。是非お気軽にご利用ください。

静岡県行政書士会は、各種許可認可、農地転用、相続手続き等従来の業務に加え、成年後見制度の充実やADR(裁判)に由来しない紛争解決などの社会貢献、また知的財産経営や事業承継の対応などの中小企業支援を行い、皆様のお役に立てるよう今後も努力してまいります。

▼平成24年2月24日 建通新聞掲載

33件にアドバイス
電話無料相談会を実施

静岡県行政書士会(岸本敏和会長)は22日、「行政書士記念日」の関連事業として電話無料相談会を開いた。33件の相談が寄せられ、中でも相続や権利義務に関する相談が多かった。

電話相談会は、行政書士の各分野に精通した行政書士会の会員8人が相談員として対応。許認可手続きや権利義務に関する県民からの質問や相談に対し、解決策や今後開く各支部の無料相談会の案内なども示した。

県行政書士会
静岡県行政書士会(岸本敏和会長)は22日、「行政書士記念日」の関連事業として電話無料相談会を開いた。33件の相談が寄せられ、中でも相続や権利義務に関する相談が多かった。

電話相談会は、行政書士の各分野に精通した行政書士会の会員8人が相談員として対応。許認可手続きや権利義務に関する県民からの質問や相談に対し、解決策や今後開く各支部の無料相談会の案内なども示した。

平成23年度第2回新入会員特別研修会

日 時 平成24年3月21日 自10時00分至18時30分

場 所 もくせい会館2階第2会議室

受講者数 14名

時 間	講 義 内 容	担 当 及 び 講 師
10:00	開会の挨拶	理事（総務委員長） 鈴木芳雄
10:05	日程及び資料の説明	理 事 神木俊典
10:10	会長挨拶	会 長 岸本敏和
10:20	静岡県経営管理部文書局法務文書課課長挨拶	課 長 市川克次様
10:25	倫理綱領唱和	副 会 長
10:35	静岡県法務文書課法規班副班長講義 「コンプライアンスについて」	法務文書課副班長 森 隆史様
11:00	講 義 ○行政書士の倫理と責務 （実務上の注意事項について） ○行政書士会組織・運営について ○住民票、戸籍謄本等職務上請求用紙について ○行政書士の取扱業務について ○日本行政書士政治連盟について	理 事 緒方博幸 総務委員 石井康一 総務委員 松浦 清 総務委員 古屋初男 静政連幹事長 鈴木市代
11:50	質疑応答	
12:00	昼食及び休憩	
13:00	各部からの講義 Ⅰ 風俗保健国際部 （1）風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等 （2）入管・涉外家事・帰化申請等	常任理事 市川末男風俗保健国際部長 副 会 長 後藤博行
14:00	休憩	
14:10	Ⅱ 建設法人労務部 （1）建設業許可申請・経営事項審査等 （2）法人設立手続等	副 会 長 月見里和夫 常任理事 五條義人建設法人労務部長
15:10	休憩	
15:20	Ⅲ 土木農地運輸環境部 （1）農地法申請等 （2）自動車登録手続・車庫証明申請等 （3）産業廃棄物収集運搬業許可申請	常任理事 日内地孝夫土木農地運輸環境部長 副 会 長 鈴木市代 理 事 佐野一憲運輸環境委員長
16:20	Ⅳ 広報企画部 知的資産経営の研究並びに業務の推進	常任理事 岩瀬喜臣広報企画部長
16:30	Ⅴ 著作権について 著作権と著作権相談員制度	副 会 長 我妻和男
16:40	質疑応答及び要望事項について	常任理事 中山正道法務経理部長
16:50	閉会の挨拶	副 会 長 神尾 睦
17:00	意見交換会開会	副 会 長 平岡康弘
18:30	意見交換会閉会	副 会 長 月見里和夫



掲 示 板

静岡市・浜松市に対する請願が採択されました

静岡県行政書士会は、政令市の静岡市・浜松市に対し、「行政書士法違反書類の静岡市各機関への提出排除に関する請願」「行政書士法違反書類の浜松市各機関への提出排除に関する請願」書を提出し、3月23日(金)静岡市、浜松市各市議会本会議において審議され、採択されました。

これにより、両市の各機関窓口では、行政書士でないものが提出行為をした場合は代理人等の身分確認を、また、本人による申請である場合は本人確認をするよう、徹底されることになります。

我々会員もまた、作成した書類には職印を押印し、業務を行う時には常に行政書士証票・会員証を携行し、身分を明らかにするようお願いいたします。

【静岡市】

平成24年3月30日

請願者 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会 会長 岸本 敏和 様

静岡市議会議長
剣持 邦昭

請願の審議結果について（通知）

あなたから提出された請願は、市議会本会議において審議の結果、下記のとおりとなりましたので、お知らせします。

記

1 件名	行政書士法違反書類の静岡市各機関への提出排除に関する請願
2 審議年月日	平成24年3月23日
3 審議結果	採択
4 採決の結果	全会一致

【浜松市】

浜 議 調 第 114 号
平成 24 年 3 月 23 日

静岡県行政書士会
会長 岸本 敏和 様

浜松市議会議長 吉村 哲也

静岡市議会議長 剣持 邦昭

請願審議結果について（通知）

平成 24 年 3 月 23 日開会の浜松市議会本会議において審議した結果、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

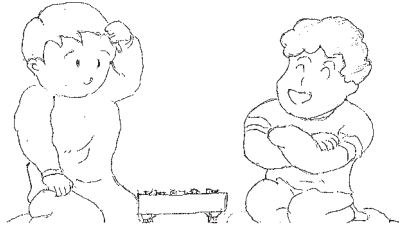
記

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	審議結果
1	平成 24 年 2 月 7 日	行政書士法違反書類の浜松市各機関への提出排除に関する請願	静岡県行政書士会 会長 岸本 敏和	採 択

川柳

平成廿四年二月十四日 山本順平

負けたふり
父への囲碁に
謎がある



嬉しさで笑いが見える電話口
磨かれた靴が嬉しい日曜日
折り込みが妻の買う気を煽り立て
過疎のバス世間話を謳歌する
新刊書集めて眠る棚の上
前職の汚れをそっと拭いておく
余生だよ歩幅は同わぬマイペース

掲 示 板

平成24年度定時総会

開催日時：平成24年 5 月24日（木）

会 場：グランドホテル浜松
浜松市中区東伊場 1 - 3 - 1
TEL：053-452-2114

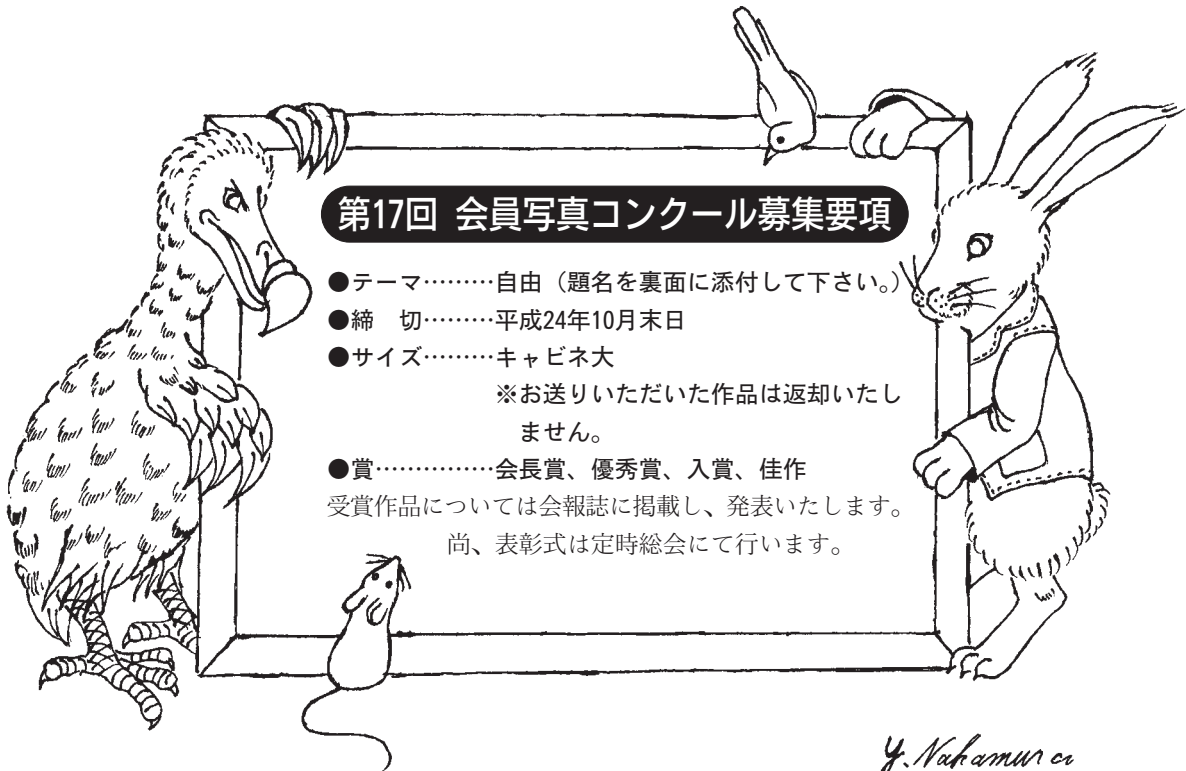
平成24年度ソフトボール・ グラウンドゴルフ大会

開催日時：平成24年 6 月 9 日（土）

会 場：富士川河川敷

第17回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由（題名を裏面に添付して下さい。）
- 締 切……………平成24年10月末日
- サイズ……………キャビネ大
※お送りいただいた作品は返却いたしません。
- 賞……………会長賞、優秀賞、入賞、佳作
受賞作品については会報誌に掲載し、発表いたします。
尚、表彰式は定時総会にて行います。



Y. Nakamura

掲 示 板

静岡県行政書士会渉外家事国際委員会が、下記の日程で開催され留学生生活支援事業「ビザ・住宅無料相談会」に参加した記事が静岡新聞に掲載されました。

日時及び場所

- (1) 富士会場 平成24年 2月16日（木曜日）午後 3 時～午後 8 時
富士市交流プラザ会議室 3（富士市富士町20－1）
- (2) 静岡会場 平成24年 2月21日（火曜日）午後 3 時～午後 8 時
静岡駅ビルパルシェ 7 階C会議室（静岡市葵区黒金町49）
- (3) 浜松会場 平成24年 2月28日（火曜日）午後 3 時～午後 8 時
アクトシティ浜松研修交流センター402会議室（浜松市中区中央 3－9－1）

静岡新聞

(19) **県内総合** 平成24年(2012年)2月19日(日曜日)

ビザ取得手続き説明

富士で相談会 留学生ら対象

県内10大学・高専や企業、県などをつくる「県留学生支援ネットワーク」はこのほど、同ネットワーク会員校で学ぶ留学生や教職員、企業担当者らを対象とした「ビザ・住宅無料相談会」を富士市交流プラザで開いた。

県行政書士会、県地建物取引業協会、全日本不動産協会県本部がそれぞれブースを設け、ビザの取得や住宅契約の手続きなどの相談に対応した。会場を訪れた富士常葉大学の男子留学生は、春からの就職に必要な就労ビザへの切り替えなどについて説明を受けた。

留学生から各大学に寄せられることの多い相談を専門家が対応する機会として、初めて企画した。

28日にはアクトシティ浜松交流研修センター（浜松市）で同相談会を行う。開催時間は、いずれも午後3～8時。



留学生の相談に対応する行政書士ら
＝富士市交流プラザ

講習会・研修会

国際業務講習会

日時 平成24年1月27日 自13時30分至16時40分
場所 静岡県総合福祉会館シズウェル7階
703号会議室
内容 (1) 新しい在留管理制度について
(2) 住民基本台帳法の改正について
(3) 事例から学ぶ入管業務
講師 (1) 名古屋入国管理局総務課 渉外調整官
高倉龍登様
(2) 静岡市清水区戸籍住民課 鈴木康生様
(3) 静岡県行政書士会 渉外家事国際委員会
野口弘宣委員長

受講者数 49名

経営事項審査講習会

日時 平成24年3月6日 自10時00分至12時00分
場所 静岡県総合社会福祉会館シズウェル7階
703会議室
内容 (1) 経営事項審査における雇用保険及び社会保険について
(2) 経営事項審査申請について
講師 (1) 静岡県行政書士会 建設業委員会
鈴木幹久委員長
(2) 静岡県建設業課許可班 主査
伊藤哲也様

受講者数 134名

経営事項審査事前審査員必修研修会

日時 平成24年3月6日 自13時00分至16時50分
場所 静岡県総合社会福祉会館シズウェル6階
601会議室
内容 (1) 経営事項審査事前審査員必修研修
(2) 事前審査員新人研修
講師 (1) 静岡県建設業課許可班 主査
伊藤哲也様
(2) 静岡県行政書士会 月見里和夫副会長
受講者数 77名



家事業務講習会

日 時 平成24年 3 月22日 自13時30分至16時30分
 場 所 静岡県総合社会福祉会館シズウェル7階
 703会議室
 内 容 遺言執行の実務について他
 講 師 愛知県行政書士会 磯村修司様
 受講者数 80名



「暴力団排除条例と行政書士業務について」の講習会

日 時 平成24年 3 月23日 自10時30分至12時00分
 場 所 もくせい会館1階 富士ホール
 受講者数 52名



日 時 平成24年 3 月26日 自10時30分至12時00分
 場 所 沼津労政会館3階ホール
 受講者数 23名

日 時 平成24年 3 月28日 自10時30分至12時00分
 場 所 クリエイト浜松2階ホール
 受講者数 23名

内 容 最近の暴力団排除対策について
 講 師 静岡県暴力追放運動推進センター
 専務理事 堤 京一様

ADR手続実施者等養成講座（初級）

第1回：

日 時 平成24年 2 月 4 日 自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館3階会議室
 内 容 ガイダンス
 対話促進のスキルトレーニング
 ADRと対話
 コミュニケーションの流れと簡単なスキル
 練習

第2回：

日 時 平成24年 2 月18日 自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館3階会議室
 内 容 対話促進のスキルトレーニング
 ロールプレイング、グループワーク

第3回：

日 時 平成24年 3 月 3 日 自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館3階会議室
 内 容 対話促進のスキルトレーニング
 ロールプレイング、グループワーク

第4回：

日 時 平成24年 3 月17日 自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館3階会議室
 内 容 対話促進のスキルトレーニング
 ロールプレイング、グループワーク

第5回：

日 時 平成24年 3 月31日 自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館3階会議室
 内 容 民法の考え方と具体的事件処理の要点(1)
 法律的な考え方とは何か
 損害賠償事件における過失認定と損害額の
 算定

第6回：

日時 平成24年4月14日 自10時00分至16時00分
 場所 静岡県行政書士会館 3階会議室
 内容 民法の考え方と具体的事件処理の要点(2)
 民事事件と事件処理のポイント

日行連によるインターネットを用いた業務研修

第1回：

日時 平成23年10月7日 自13時00分至16時50分
 場所 静岡商工会議所 5階ホール
 内容 (1) 職務上請求用紙の取扱い等
 (2) 業際問題等
 (3) 業務上における倫理面等
 講師 (1) 日行連総務部長 中村利雄
 (2) 日行連法規監察部長 伊藤庄吉
 (3) 日行連顧問弁護士 糟谷秀剛様

第2回：

日時 平成23年10月14日 自13時00分至16時35分
 場所 グランシップ 908会議室
 内容 (1) 外国向け文書の認証について①
 外国文の認証について
 (2) 外国向け文書の認証について②
 外国向け文章の認証後の手続きについて
 (3) 外国向け文書の認証について③
 在外公館での取り扱いについて
 講師 (1) 渋谷公証役場 公証人 倉田靖司様
 (2) 法務省民事局総務課公証係
 係長 富田 哉様
 (3) 日行連第三業務部部長 姫田 格

第3回：

日時 平成23年11月2日 自13時00分至16時35分
 場所 静岡県行政書士会館 3階会議室
 内容 (1) 賃貸借契約について
 (2) 財務諸表の見方
 講師 (1) 弁護士 小滝芳之様
 (2) 税理士 増田由明様

第4回：

日時 平成23年12月2日 自13時00分至16時35分
 場所 グランシップ 1001-1 会議室
 内容 (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの現状及び今後の展開について
 (2) 日行連 自動車OSSシステムの概要
 (3) 6次産業化の推進について
 講師 (1) 国土交通省自動車局自動車情報課
 専門官 林 健一様
 (2) 日行連第一業務部 運輸交通部
 (3) 農林水産省食料産業局産業連携課企画班
 課長補佐 大橋 聡様

第5回：

日時 平成23年12月8日 自13時00分至16時35分
 場所 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム
 内容 (1) 行政不服審査法研修①
 (2) 行政不服審査法研修②
 講師 (1) 政策研究大学院大学教授 福井秀夫様
 (2) 学習院大学法学部教授 櫻井敬子様

第6回：

日時 平成24年2月3日 自13時00分至16時35分
 場所 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム
 内容 (1) 風俗営業2号申請の施設基準等について
 (2) 事業引継ぎ支援制度について
 (3) 第2会社方式について
 (4) 事業承継意における専門家の果たす役割について
 講師 (1) 警察庁生活安全局保安課 警視
 佐藤政宏様
 (2) 経済産業省中小企業庁企画課
 企画調整係長 市川博規様
 (3) 経済産業省中小企業庁経営支援課
 飯村 道様
 (4) 中小企業基盤整備機構
 事業承継コーディネーター 大村雅己様



以前水窪に山菜料理を食べに行ったら、「ここから浜松に出るのは大変でしょうね?」と、女将に聞くと「ここは浜松です。」…市町村合併後、愚問のようでした。

“Beside 3 号”を自町の自治会役員会に持参したところ表紙の山城の写真に一同反応「ここは何処?」「こんな所浜松にあるの!」「どう行けばいいの?」「どの位歩くの?」「駐車場は?」「上に食事するはあるのか?」行ったことのないこの身では返事に窮しました。12人の中に手を上げたのが1人、数年前に行ったそうです。「ところで、行政書士ってなにをやるの?」やっと聞いてくれました。情報誌としての注目効果は抜群。行政書士を知ってもらうのにはまず見て頂くことが始まり、全員お持ち帰り頂きました。

むかしの城主

私の嫌いな、そして、きっと誰もが嫌いな花粉症の季節である。

昨夜0時過ぎまで飲み歩いて、心身ともにお疲れの私なのに、明け方に鼻水が止まらず、自分の意志に反して早起きをしてしまう有様である。

そういえば、昨夜はティッシュBOXを抱えながら、カラオケで百恵ちゃんの名曲『いい日旅立ち』(昭和53年発表)を熱唱していたっけ…

一緒に飲んでいた友人曰く、「鼻声の方がいつもより(私の歌が)上手く聞こえる」とのこと。何時も雑音だといわれる私の歌も、花粉症のおかげ?で、それなりに聞こえるらしい。

そう思うと、嫌われ者の花粉症にもほんの少しだけ感謝したい気持ちになる私である。

ティッシュ片手の熱唱シンガー

先日、朝日新聞にちょっと面白い記事があった。

タイトルは、‘ハエも「やけ酒」?’

メスに無視され、交尾の機会を逃したオスと首尾よく成功したオスを詳細に観察した結果、前者の方が後者よりアルコールを含む食物を好む傾向があったという米国の研究チームの報告である。

交尾できたオスに比べて、できなかったオスは、満足感が高いときに脳内で増える「神経伝達物質」という物質の量が少なく、そのために脳への満足感をアルコールに求めるらしい。(恋する女にふられた寂しさを酒で紛らす?)

この物質は哺乳類にもあり、研究成果はアルコール依存症の仕組みの解明にもつながる可能性があるという。

そういえば、私も最近、酒量が増えたような気がする。

夫婦性生活は冷えきっており、かといって外で交流する体力・気力・資力もない。神経伝達物質は底をついている・・・と、妙に合点がいった。エッ!私は、ハエなみ?
酒呑老人

広報誌「Beside」に記事を書いているのですが、毎回毎回どのような文章を書こうか四苦八苦しています。ところで、文章に添えるイラストも自分で描いているのですが、こちらの方は描き始めるとついつい夢中になり、気が付くと数時間が経過、ということも。

進むべき道を間違えたかな? 居残り佐平治

編集後記

会報4月号の表紙の写真は、予定していた行事が悪天候だったために撮影ができず、他の題材が無いかと頭を痛めながら4月初めの委員会に向かう途中、駿府公園の桜が8分咲きぐらいの見ごろを迎え、ちょうど良い題材にめぐり合いました。

花見といえば「桜」が当たり前だと思っていましたが、ラジオで昔は「梅」だったと聞いたので調べてみると、奈良時代に中国から伝わってきた「梅」を貴族が愛でていたのが花見の起源の様です。万葉集にも梅を題材にした和歌がたくさん詠まれています。平安時代になると花見の対象は「梅」から「桜」に変わり、江戸時代になると貴族の遊びだったものが庶民へと拡がり現代の花見になっていることがわかりました。



あなたの街の法律家 行政書士

私たちは許可・
登録申請、遺言や相続、
いろいろな契約・
届出などの相談から
書類作成まで
サポートします。

平成23年度
行政書士制度70周年記念
中村龍彦

「えがお」をつなぐ、「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。
かんばろう日本!
かんばろう
東北!
行政書士は震災復興の支援
活動に取り組んでいます。
※全国行政書士会連合会(NAAB)より提供



「えがお」をつなぐ、「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。

日本行政書士会連合会 静岡県行政書士会 後援/総務省・静岡県

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。

NEW!
ワクワク、
続々。



財団法人日本宝くじ協会